



金 沢 市 公 報

号外第29号の2

平成26年(2014年)10月29日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則	(衛生指導課)	1
●規 則		○金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(歩ける環境推進課)	1
		○金沢市子ども・子育て支援法施行細則	(こども福祉課)	1
		○金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則	(衛生指導課)	1
		●告 示		
		○自転車等駐車場の指定管理者の指定について	(歩ける環境推進課)	2
		●病院事業管理規程		
		○金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	(市立病院事務局)	2

規 則

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年10月29日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第57号

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例(平成26年条例第40号)の施行期日は、平成26年11月1日とする。

金沢市子ども・子育て支援法施行細則をここに公布する。

平成26年10月29日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第58号

金沢市子ども・子育て支援法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行に関し、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(就労時間の下限)

第2条 子ども・子育て支援法施行規則第1条第1号(同令附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が定める時間は、48時間とする。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月29日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第59号

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則

金沢市衛生事務委任に関する規則(昭和23年規則第89号)の一部を次のように改正する。

第2条第17号の2中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律」に改め、同条第17号の2の3中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律施行令」に改め、「薬局開設又は」を削り、ナをヒとし、アからトまでをキからハマまでとし、同号にアからカまでとして次のように加える。

- ア 令第1条の4の規定による薬局開設の許可証の交付に関すること。
- イ 令第1条の5第1項の規定による薬局開設の許可証の書換え交付に関すること。
- ウ 令第1条の6第1項の規定による薬局開設の許可証の再交付に関すること。
- エ 令第1条の6第3項の規定による薬局開設の許可証の返納の受理に関すること。
- オ 令第1条の7の規定による薬局開設の許可証の返納の受理に関すること。
- カ 令第1条の8の規定による薬局開設の台帳の備付けに関すること。

第2条第17号の2の5中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

告 示

●金沢市告示第300号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）第14条第3項の規定により、金沢市自転車等駐車場の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第15条の規定により告示します。

平成26年10月29日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢市営鳴和バス停前 自転車駐車場	金沢市此花町3番2号	公益財団法人金沢まちづくり財 団	平成26年11月1日から 平成27年3月31日まで
金沢市営円光寺バス停 前自転車駐車場			

病 院 事 業 管 理 規 程

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年10月29日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第4号

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市立病院職員の給与に関する規程（平成25年病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、「以外の職員」を削る。

附 則

この規程は、平成26年11月25日から施行する。

平成26年(2014年)10月29日 印刷	発行人	金 沢 市
平成26年(2014年)10月29日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円 印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄